

全建総発第 2号  
令和2年4月2日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
〔公 印 省 略〕

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」  
受講済者の優先使用について

一般社団法人全国クレーン建設業協会では、建設機械に起因する労災事故を防止するため、オペレーターに対し、「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を実施し、個々の建設現場では当該安全教育を受講したオペレーターの優先使用を推進しております。

この度、同協会より、未だ一部で受講済みのオペレーターの使用が優先されていない現場が見受けられること、及び更なる建設機械に起因する労災事故の撲滅に向けて、当該安全教育を受講したオペレーターを優先して使用するよう要望がありました。

当該講習は、建設キャリアアップシステムに技能者情報として登録することにもなっております。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、周知方よろしく願いたします。

以 上